

○新型コロナウイルスに関連した本学の対応について(3/25 更新)

1. 海外への渡航について

全世界に対する危険情報がレベル2に引き上げられ、不要不急の渡航自粛を求める方針に基づき、海外への渡航については、当面以下のとおりとする。

- 感染症危険情報レベル3の国・地域・・・ 渡航は禁止
- 感染症危険情報レベル2の国・地域・・・ 渡航は延期または中止

※やむを得ず渡航が必要な場合(教職員に限る。)

- ① 必ず事前に、所属部局を通じて危機対策本部に渡航許可を得るとともに、外務省、厚生労働省、WHO(世界保健機関)のホームページ及び現地日本国大使館等から最新の情報を入手すること。
- ② 渡航の際には、外務省の渡航登録サービス(たびレジ)へ登録すること。
- ③ 渡航先での連絡先を所属部署、家族、友人等に連絡しておくこと。
- ④ 健康保険や、感染症治療にも対応する旅行保険等に必ず加入すること。

2. 海外からの帰国・入国者について

(1)帰国・入国時に発熱(37.5℃以上)等の風邪症状がある場合

- ・他の人との接触を可能な限り避けマスクを着用し、速やかに帰国者・接触者相談センター(徳島保健所)に連絡し、その指示に従うこと。
- ・感染していた場合は、医師の診断書を提出し、就業停止または出席停止期間については、保健所の指示に従うこと。
- ・本人等から所属部署等の事務連絡し、就学及び就業上の判断を仰ぐこと。

(2)帰国・入国時に症状がない場合

- ・帰国・入国後2週間は外出を控え、厳重な健康観察(毎日、検温等)を行うこと。
- ・原則、帰国・入国後2週間は登校禁止、自宅待機とする。
- ・本人等から所属部署等の事務連絡し指示を仰ぐこと。
- ・2週間以内に発熱(37.5℃以上)等の風邪症状が出た場合は、他の人との接触を可能な限り避けマスクを着用し、速やかに帰国者・接触者相談センター(徳島保健所)に連絡し、その指示に従うこと。

3. 海外からの新規渡日者の受入について

- 留学生については、当面延期とする。
※ただし、入学手続き等が完了している者については、別途協議する。
- 研究者については、当面延期または中止とする。